

令和6年9月20日

大規模小売店舗立地法に基づく出店計画書に対する意見・指導事項への回答

株式会社トライアルカンパニー

【鹿沼市】

<店舗の名称／スーパーセンタートライアル鹿沼店>

	所轄課室等	指導事項等	回答
	総合政策室	意見なし	
	行政経営部	意見なし	
鹿沼市	市民部 生活課 交通政策係 担当: 田村 TEL:0289-63-2122 FAX:0289-60-1001	・市道 0017 号線は中央分離帯のある道路で、交通量が多い道路である。 また、市道 0022 号線はトラックなどの事業系の車輛の通行が比較的多いため、交通安全対策には万全を期していただきたい。	・オープン時には警備員を配置し、スムーズに出入り出来るように誘導し、安全対策に万全を期していきます。
	保健福祉部	意見なし	
	こども未来部	意見なし	
	経済部 産業振興課 商工振興係 担当: 佐藤 TEL:0289-63-2182 FAX:0289-63-2189	・店舗運営にあたり、地元での雇用の確保に努めていただきたい。 ・青果・水産物を取り扱う場合には、仕入れ先として鹿沼市公設卸売市場の活用を検討いただきたい。 ・市及び地域等で進める各種まちづくりの施策において、積極的に協力・参加されるよう留意されたい。 ・店舗施設、運営方法等について、周辺住民等からの苦情、問い合わせ等があった場合は、誠意をもって対応していただきたい。	・店舗従業員は地元の雇用を行います。 ・青果・水産物の仕入れ先として鹿沼市公設卸売市場を出来るだけ活用いたします。 ・市及び地域等で進める各種まちづくりの施策について、出来るだけ協力します。 ・店舗施設、運営方法等について、周辺住民等からの苦情、問い合わせ等があった場合は誠意をもって対応いたします。
	環境部 環境課 環境保全係 担当: 川田 TEL:0289-65-1064 FAX:0289-65-5766	・騒音・振動・悪臭や照明光等で苦情が有った場合は、遮音壁等の設置も視野に対策を苦情者と協議していただきたい。	・騒音・振動・悪臭や照明光等で苦情が有った場合は、苦情を出された方と協議し、遮音壁設置も視野に対策を講じます。
	環境部 資源循環課 資源循環推進係 担当: 庭野 TEL:0289-64-3241	・建設予定地周辺に既存のごみステーションがあり、撤去・移動等される場合は、各ステーション管理者、利用者、周辺住民への説明及び市との事前協議をすること。	・建設予定地周辺のごみステーションを撤去・移動する場合は、管理者、利用者、周辺住民への説明及び市との事前協議を行います。

<p>FAX:0289-65-5766</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う一般廃棄物及び一部産業廃棄物を直接クリーンセンターに搬入する場合「鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「同施行規則」を順守すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う一般廃棄物及び一部産業廃棄物を直接クリーンセンターに搬入する場合「鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「同施行規則」を順守いたします。
<p>都市建設部 建築指導課 建築審査係 担当:石川 TEL:0289-63-2430 FAX:0289-63-2274</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工着の 30 日前までに、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例第 16 条に基づく届出を提出されるよう留意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工着の 30 日前までに、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例第 16 条に基づく届出を提出いたします。
<p>上下水道部 企業経営課 料金係 担当:金子 TEL:0289-65-3697 TEL:0289-65-3185</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道に接続して排水する場合は、下水道事業における受益者負担金について協議が必要であることに留意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道に接続して排水する場合は、下水道事業における受益者負担金について協議が必要であることに留意いたします。
<p>上下水道部 下水道課 下水道整備係 担当:小林 TEL:0289-65-3607 TEL:0289-65-0246</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道に接続する場合は、下水道整備係と協議が必要であることに留意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道に接続する場合は、下水道整備係と協議が必要であることに留意いたします。
<p>教育委員会事務局 文化課 文化財係 担当:川上 TEL:0289-62-1172 FAX:0289-65-6742</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地は所在していないため事業に支障はないが、工事中新たに遺跡と思われるものを発見した場合には、速やかに教育委員会まで届出し協議すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中新たに遺跡と思われるものを発見した場合には、速やかに教育委員会まで届出し協議いたします。
<p>消防本部 予防課 指導保安係 担当:岡部、川田 TEL:0289-63-1154 FAX:0289-63-5520</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物を貯蔵及び取扱う場合は、消防法令に適合させ、届出または許可申請をすること。 ・建物を建築する場合、消防法に基づく消防設備等を設置し、設置届出後、消防検査を受けること。 ・変電設備を設置する場合は、火災予防条例に基づき設置し、設置する前にあらかじめその旨を消防長に届け出ること。 ・その他、消防法令等に適合させ、維持管理に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物を貯蔵及び取扱う場合は、消防法令に適合させ、届出または許可申請を行います。 ・建物を建築するため、消防法に基づく消防設備等を設置し、設置届出後、消防検査を受けます。 ・変電設備を設置する場合は、火災予防条例に基づき設置し、設置する前にあらかじめその旨を消防長に届け出ます。 ・その他、消防法令等に適合させ、維持管理に努めます。

<p>消防本部 警防救急課 警防係 担当:古橋、齋藤 TEL:0289-63-1146 FAX:0289-63-5510</p>	<p>・建物を設置する場合、開発行為に伴う消防水利の設置に関する協議が必要であることを留意されたい。</p>	<p>・建物を設置するため、開発行為に伴う消防水利の設置に関する協議が必要であることを留意いたします。</p>
--	--	---

【栃木県】

<店舗の名称/スーパーセンタートライアル鹿沼店>

	所管課室等	指導事項等	回答
<p>栃 木 県</p>	<p>担当:中島 TEL:028-623-2267 FAX:028-623-3924</p>	<p>・国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、鹿沼市都市計画課に確認してください。</p>	<p>・国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、鹿沼市都市計画課に確認いたします。</p>
	<p>県民協働推進課 担当:菊地 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121</p>	<p>・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いいたします。</p> <p>・図書類等(DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年(18歳未満の者)には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示(大きさ30cm×15cm)を行ってください。</p>	<p>・酒類、たばこ類を販売する計画のため、年齢確認を行い、必要に応じて身分証明書等の提示をお願いし、20歳未満には販売しないよういたします。</p> <p>・該当する有害図書類について理解した上、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、青少年(18歳未満の者)には閲覧・販売等いたしません。併せて陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない掲示(大きさ30cm×15cm)を行います。</p>
	<p>環境保全課 担当:前田 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138</p>	<p>・3000m²以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。</p> <p>所管する県西環境森林事務所環境対策課(0288-23-1000)と協議してください。</p> <p>・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いいたします。(回答不要)</p>	<p>・3000m²以上の土地の形質変更を行うので、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出について所管の県西環境森林事務所環境対策課と協議いたします。</p>

<p>資源循環推進課 担当:高久 TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県では令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 ・栃木県では令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする資源循環推進計画の趣旨を理解し、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組に協力いたします。 ・令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画の趣旨を理解し、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に資する取組に協力いたします。
<p>交通政策課 担当:湊 TEL:028-623-2409 FAX:028-623-2399</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オープン後に想定より渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をいたします。
<p>道路整備課 担当:植木 TEL:028-623-2414 FAX:028-623-2417</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法第十五条(都道府県道の管理)のうち、新設、改築の観点から意見なし。 	
<p>道路保全課 担当:相馬 TEL:028-623-2429</p>	<p>意見なし</p>	

FAX:028-623-2431		
上下水道課 担当:大木 TEL:028-623-2507	・汚水処理計画及び雨水処理計画について、鹿沼市担当課と協議してください。(回答不要)	
都市政策課 担当:越雲 TEL:028-623-2463 FAX:028-623-2595	<p><景観づくり担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿沼市景観計画に基づく行為の届出の要否について、鹿沼市都市計画課と協議してください。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、鹿沼市都市計画課と協議してください。 <p>(協議先:鹿沼市都市計画課 0289-63-2209)</p> <p><開発指導担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第 29 条の開発許可の要否について、鹿沼市都市計画課と協議してください。 <p>(協議先:鹿沼市都市計画課 0289-63-2215)</p> <p><計画担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、鹿沼市都市計画課(駐車場法担当)に確認してください。 <p>(協議先:鹿沼市都市計画課 TEL0289-63-2209)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に基づく措置を講じるよう努めてください。 	<p><景観づくり担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿沼市景観計画に基づく行為の届出の要否について、鹿沼市都市計画課と協議いたします。 ・屋外広告物を設置する計画のため、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、鹿沼市都市計画課と協議いたします。 <p><開発指導担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第 29 条の開発許可の要否について、鹿沼市都市計画課と協議いたします。 <p><計画担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場の構造及び設備については、鹿沼市都市計画課(駐車場法担当)に確認いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に基づく措置を講じるよう努めます。

	<p><盛土安全推進班></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、県では、令和7年4月1日に宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の規制区域を指定できるよう準備を行っております。 <p>規制区域指定後においては、規制区域内で一定規模の盛土等を行う場合には許可等が必要となることに加え、規制区域指定時に当該計画に係る工事を継続している場合でも、届出が必要になることがあります。</p> <p>そのため、令和7年4月1日以降に工事に着手する場合又は、令和7年4月1日時点で工事を継続している計画である場合には、盛土規制法の規制の適用を受けることがありますので、詳細な図面や工程表をもとに、相談願います。</p> <p>なお、規制区域の内外を確認したい場合については、現在、県のホームページにて規制区域の案(現段階での案であり、確定したものではありません。)を公表しておりますので、そちらを御確認ください。</p> <p>(相談先:都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801)</p>	<p><盛土安全推進班></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月1日以降に工事着手又は、令和7年4月1日時点で工事を継続となる場合は、詳細な図面や工程表をもとに、相談いたします。 <p>また、規制区域の内外について、県のホームページを確認いたします。</p>
<p>都市整備課 担当:鈴木 TEL:028-623-2507 FAX:028-623-2477</p>	<p>指導事項等特にありません。</p>	
<p>建築課 担当:山下 TEL:028-623-2514</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、鹿沼市建築指導課(TEL:0289-63-2242)と協議願います。と協議願います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、鹿沼市建築指導課と協議いたします。 <p>また、協議結果については、栃木県県</p>

		<p>なお、協議日付、協議先、担当者等の協議結果について、栃木県県土整備部建築課建築指導班（メール：sidohan@pref.tochigi.lg.jp）まで報告願います。</p>	<p>土整備部建築課建築指導班に報告いたします。</p>
	<p>警察本部交通規制課 担当：金子・鈴木 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年5月22日、事前協議終了。 ・今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課、警察本部交通規制課とも再協議いたします。
	<p>経営支援課 担当：石崎 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340</p>	<p>指示事項等なし</p>	